

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日（昭和40年8月1日）及び資格取得日（昭和41年6月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月1日から41年6月1日まで

A社B支店に昭和39年4月から48年10月までの期間、継続して勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間についての加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人は昭和39年4月から48年10月までの期間、A社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は「会社に在職している期間のほとんどは海外駐在員として勤務していた」と申述しているところ、証言を得られた海外駐在員の経験がある複数の同僚はいずれも「海外駐在期間は勤務形態に変わりはなかった。海外駐在員であった者の給与は日本から送金され、全員がその中から1割程度が控除されていた。このことは、海外駐在員であった間は変わらなかった」旨の証言を得られているほか、申立人の申立期間以外の海外駐在期間は厚生年金保険の加入記録は継続している上、当該事業所に勤務するほとんどの海外駐在員の経験がある従業員の厚生年金保険の加入記録は継続していることから、申立期間においても、他の従業員と同様の取扱いであったと推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料並びに周辺事情を総合的

に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和40年7月及び41年6月に係る社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は申立人に係る保険料を納付したか否かについては、当該事業所を継承したC社は、関連資料が無く不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりに資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年8月から41年5月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成8年6月から同年9月までは47万円、同年10月から10年4月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から10年5月1日まで

A社に勤務していたときの被保険者期間のうち、平成8年6月から10年4月までの標準報酬月額が実際の報酬月額と相違している。当時の報酬月額は40万円以上であったので、実際に支払われていた給与に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が平成9年4月1日以降、監査役を務めていたA社は、10年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年6月5日付けで、申立期間に係る標準報酬月額が当初8年6月から同年9月までは47万円及び同年10月から10年4月までは50万円と記録されていたものが、9万2,000円に遡^{そきゅう}及して減額処理されていることが確認できる。

一方、当該事業所が加入していたB厚生年金基金の記録によると、申立人の申立期間における「報酬標準給与」は、社会保険事務所の遡^{そきゅう}及減額処理前の標準報酬月額と一致している。

なお、当該事業所の事業主及び社会保険関係等の事務担当者から「申立人は社会保険関係等の事務を担当しておらず、減額の届出を知らなかったはずだ」旨の証言を踏まえると、申立人が当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関して責任を負うべき立場にあったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申

立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成8年6月から同年9月までは47万円、同年10月から10年4月までは50万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（平成8年10月31日）及び資格取得日（平成9年6月1日）に係る記録を取り消し、また、申立期間②の資格喪失日を平成10年11月1日に訂正し、申立期間①及び②に係る標準報酬月額を8年10月から9年5月までは36万円、同年11月から10年10月までは38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月31日から9年6月1日まで
② 平成9年11月30日から10年11月1日まで

昭和55年3月から平成11年9月までの期間、A社に継続して勤務していたが、同社が厚生年金保険の適用事業所となっている間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。しかし、申立期間においても厚生年金保険料が給与から控除されていたことは給与明細書からも明らかである。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書、雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から平成8年10月から9年5月までは36万円、同年11月から10年10月までは38万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所として確認できるのは、昭和55年5月21日から平成10年10月31日までの期間であるが、同社は、商業登記簿謄本上閉鎖されておらず、同社の従業員からの「事業主が平成11年9月に死亡するまで事業は継続していた」との証言から、同社は、10年10月31日以降においても、

厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているため、確認できないものの、申立期間①については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難く、また、申立期間②については、当該期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主は社会保険庁の記録どおり、申立人の申立期間①に係る資格喪失日を平成8年10月31日、資格取得日を9年6月1日、申立期間②に係る資格喪失日を同年11月30日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る8年10月から9年5月及び同年11月から10年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る両申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（平成8年10月31日）及び資格取得日（平成9年6月1日）に係る記録を取り消し、また、申立期間②の資格喪失日を平成10年11月1日に訂正し、申立期間①及び②に係る標準報酬月額を8年10月から9年5月までは14万2,000円、同年11月から10年10月までは15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月31日から9年6月1日まで
② 平成9年11月30日から10年11月1日まで

昭和55年3月から平成11年9月までの期間、A社に継続して勤務していたが、同社が厚生年金保険の適用事業所となっている間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。しかし、申立期間においても厚生年金保険料が給与から控除されていたことは給与明細書からも明らかである。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書、雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から平成8年10月から9年5月までは14万2,000円、同年11月から10年10月までは15万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所として確認できるのは、昭和55年5月21日から平成10年10月31日までの期間であるが、同社は、商業登記簿謄本上閉鎖されておらず、

同社の従業員からの「事業主が平成 11 年 9 月に死亡するまで事業は継続していた」との証言から、同社は、10 年 10 月 31 日以降においても、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているため、確認できないものの、申立期間①については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難く、また、申立期間②については、当該期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主は社会保険庁の記録どおり、申立人の申立期間①に係る資格喪失日を平成 8 年 10 月 31 日、資格取得日を 9 年 6 月 1 日、申立期間②に係る資格喪失日を同年 11 月 30 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 8 年 10 月から 9 年 5 月及び同年 11 月から 10 年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る両申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から43年3月まで
昭和36年4月から国民年金制度が始まることを知り、自営業だったので将来のことを考え、最初から保険料納付を行ってきた。夫が37年2月から同年12月まで厚生年金保険に加入していたときも、私は保険料を納付していた。夫は厚生年金保険を資格喪失してから、しばらく国民年金の加入手続を行わず、後年に特例納付をしたが、私は一度も国民年金を脱退しないで継続して保険料を納付していたことは確かである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金制度が始まったときから保険料を継続して納付して来たと申述しているが、申立人が申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の国民年金被保険者台帳と市の被保険者名簿の納付記録等については、社会保険庁において昭和52年に照合した形跡があり、その照合時点では申立期間は未納となっていることから、同年以降では保険料は時効により納付できない上、後年、第3回目の特例納付制度を利用し、保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 49 年 11 月まで

夫がA社に勤務していた昭和36年4月ごろB市役所から委任されたと思われる近所の女性が家に来て、国民年金への加入を勧められたので、老後のことを考え加入することにした。同時に付加保険料も申し込んだ記憶がある。

夫の人事異動に伴い、昭和46年8月、B市からC県D市に転居した。時期は忘れたが、その当時、集金に来た人に保険料を支払った記憶がある。

領収書等、保険料を納付したことを証明するものは無いが、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年12月から50年1月ごろ、C県D市において払い出されており、申立人は、任意加入対象者であるため、さかのぼって任意加入することができない上、申立期間に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、国民年金の加入と併せて付加保険料の申し込みをし、付加保険料を納付していたと申述しているところ、付加保険料（所得比例保険料）制度が発足したのは、昭和45年10月であり、それより前の期間は、制度発足前のため付加保険料を納付することはできないことから申述とは整合しない。

さらに、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、具体的な保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から50年6月まで
申立期間当時、国民年金保険料を市役所や自治会の集金で納付していた。その後は何とか払い終えようと継続して保険料を納めてきた記憶がある。
領収書等、納付を証明するものは無いが、記憶ははっきりしているの
で、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年5月に国民年金に加入し、以降、申立期間も含めて、継続して国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、事実、同年5月から49年4月までの保険料は納付済みとされている。しかしながら、申立人は同年5月に国民年金の資格を喪失していることから、申立期間は未加入期間となっている上、同年5月から50年4月までの期間については、一時金で清算済みではあるものの、共済組合に加入していた記録があることから、制度上は、国民年金被保険者にはなり得ない期間である。

また、申立人の保有する国民年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿に、昭和49年5月に国民年金の資格喪失をした記載がある上、その被保険者名簿には、資格喪失事由の欄に「県立B」と記載があり、申立人自身も、当時、県立Bに勤務していたと申述していることから、当時、共済組合に加入したため、国民年金の資格喪失の手続を行ったものと推認できる。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年12月までの期間及び41年1月から43年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から同年12月まで
② 昭和41年1月から43年4月まで

申立期間①当時は、家業の建設会社で事務員をしており、会社廃業後は、家事手伝いをしていた。祖母、父及び長兄の家族と同居していた。このころ、主婦も国民年金に加入することになり、隣組の組長が集金をしていた。義姉が私の分も一緒に国民年金保険料を納付すると言っていたので、納付済みになっているはずであり、未加入とされていることに納得がいかない。

また、昭和41年1月ごろ叔父の経営する会社に住み込み従業員として入社したが、当時その会社は社会保険に加入しておらず、社長から「国民年金保険料は納付しているから」と言われた。国民年金手帳を受け取った記憶は無いが納付済みになっているはずであり、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②について、国民年金保険料が納付済みであると主張しているが、申立人の手帳記号番号は昭和61年ごろに払い出されており、この時点では申立期間①及び②の保険料は時効により納付することはできない上、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

また、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人自身が国民年金の手続に直接関与していないため、具体的な加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

2 申立人は、申立期間①について、その義姉が申立人の国民年金保険料を納付していたはずだと主張しているが、保険料を納付するには手帳記号番号が払い出されなければならないところ、申立人に対して手帳記号

番号が払い出された形跡がうかがえないことから、保険料が納付されたとは考え難い。

- 3 申立人は、申立期間②について、その叔父が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その叔父及び叔母共に、申立期間について未加入であることを踏まえると、その叔父が申立人の保険料のみ納付したとは考え難い上、申立期間中、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 2 月 1 日まで

A社に平成 9 年 10 月 1 日に配置換えとなったときの報酬月額はその前に所属していた部署と同じ 59 万円であったが、社会保険庁のオンライン記録では標準報酬月額が 50 万円になっていることから、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、申立人が勤務していたA社の事業を引き継ぐB社に照会したところ、「申立人の資格取得届を提出する際、申立人の報酬月額に本来加算すべき手当を加算し漏れたことにより、報酬月額を 50 万円として、厚生年金保険被保険者資格取得届を作成したものと考えられる。現存する給与簿における厚生年金保険料の控除額は標準報酬月額 50 万円に見合う額であった」旨の回答を得られたところ、B社が保有している申立人に係る「給与簿」に記載されている厚生年金保険料の控除額から、申立期間においては標準報酬月額 50 万円に見合う額を控除されていたものと認められる上、A社が加入していたC厚生年金基金の記録によると、申立人の申立期間における「報酬標準給与」は 50 万円であり、申立人の社会保険庁における標準報酬月額と一致している。

また、申立人は、その主張に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。